

## 速報！平成23年度税制改正

～主な改正内容は以下のとおり～

### 【相続税】《参考文献「平成23年度税制改正大綱」P61》

項目	現行	改正案																																
基礎控除	1.定額控除 5,000万円 2.法定相続人比例控除 1,000万円に法定相続人数を乗じた金額	1.定額控除 3,000万円 2.法定相続人比例控除 600万円に法定相続人数を乗じた金額																																
死亡保険金の非課税限度額	500万円に法定相続人の数を乗じた金額	500万円に法定相続人(未成年者、障害者又は相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限る)の数を乗じた金額																																
税率構造	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法定相続分に応じる各人の取得金額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円以下の金額</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円 "</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>5,000万円 "</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>1億円 "</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>3億円 "</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>3億円超の金額</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>	法定相続分に応じる各人の取得金額	税率	1,000万円以下の金額	10%	3,000万円 "	15%	5,000万円 "	20%	1億円 "	30%	3億円 "	40%	3億円超の金額	50%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法定相続分に応じる各人の取得金額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円以下の金額</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円 "</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>5,000万円 "</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>1億円 "</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>2億円以下の金額</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>3億円 "</td> <td>45%</td> </tr> <tr> <td>6億円 "</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>6億円超の金額</td> <td>55%</td> </tr> </tbody> </table>	法定相続分に応じる各人の取得金額	税率	1,000万円以下の金額	10%	3,000万円 "	15%	5,000万円 "	20%	1億円 "	30%	2億円以下の金額	40%	3億円 "	45%	6億円 "	50%	6億円超の金額	55%
法定相続分に応じる各人の取得金額	税率																																	
1,000万円以下の金額	10%																																	
3,000万円 "	15%																																	
5,000万円 "	20%																																	
1億円 "	30%																																	
3億円 "	40%																																	
3億円超の金額	50%																																	
法定相続分に応じる各人の取得金額	税率																																	
1,000万円以下の金額	10%																																	
3,000万円 "	15%																																	
5,000万円 "	20%																																	
1億円 "	30%																																	
2億円以下の金額	40%																																	
3億円 "	45%																																	
6億円 "	50%																																	
6億円超の金額	55%																																	

(注) 上記の改正は、平成23年4月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。

### 【贈与税】《参考文献「平成23年度税制改正大綱」P62・63・64》

項目	現行	改正案																																																		
相続時精算課税以外の贈与税の税率構造	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基礎控除後の課税価格</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>300万円 "</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>400万円 "</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>600万円 "</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下の金額</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超の金額</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>	基礎控除後の課税価格	税率	200万円以下の金額	10%	300万円 "	15%	400万円 "	20%	600万円 "	30%	1,000万円以下の金額	40%	1,000万円超の金額	50%	<p>1.20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基礎控除後の課税価格</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>400万円 "</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>600万円 "</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円 "</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>1,500万円 "</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円 "</td> <td>45%</td> </tr> <tr> <td>4,500万円 "</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>4,500万円超の金額</td> <td>55%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.1.以外の贈与財産に係る贈与税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基礎控除後の課税価格</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>300万円 "</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>400万円 "</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>600万円 "</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円 "</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>1,500万円 "</td> <td>45%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円 "</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円超の金額</td> <td>55%</td> </tr> </tbody> </table>	基礎控除後の課税価格	税率	200万円以下の金額	10%	400万円 "	15%	600万円 "	20%	1,000万円 "	30%	1,500万円 "	40%	3,000万円 "	45%	4,500万円 "	50%	4,500万円超の金額	55%	基礎控除後の課税価格	税率	200万円以下の金額	10%	300万円 "	15%	400万円 "	20%	600万円 "	30%	1,000万円 "	40%	1,500万円 "	45%	3,000万円 "	50%	3,000万円超の金額	55%
基礎控除後の課税価格	税率																																																			
200万円以下の金額	10%																																																			
300万円 "	15%																																																			
400万円 "	20%																																																			
600万円 "	30%																																																			
1,000万円以下の金額	40%																																																			
1,000万円超の金額	50%																																																			
基礎控除後の課税価格	税率																																																			
200万円以下の金額	10%																																																			
400万円 "	15%																																																			
600万円 "	20%																																																			
1,000万円 "	30%																																																			
1,500万円 "	40%																																																			
3,000万円 "	45%																																																			
4,500万円 "	50%																																																			
4,500万円超の金額	55%																																																			
基礎控除後の課税価格	税率																																																			
200万円以下の金額	10%																																																			
300万円 "	15%																																																			
400万円 "	20%																																																			
600万円 "	30%																																																			
1,000万円 "	40%																																																			
1,500万円 "	45%																																																			
3,000万円 "	50%																																																			
3,000万円超の金額	55%																																																			
相続時精算課税	1.受贈者は20歳以上の推定相続人のみ。 2.贈与者の年齢は65歳以上であること。	1.受贈者の範囲に、20歳以上である孫を追加する。 2.贈与者の年齢要件を60歳以上に引き下げる。																																																		
直系尊属からの住宅取得等資金贈与の非課税	住宅の新築等に先行して、その敷地に供される土地等を取得する場合における当該土地等の取得のための資金の贈与については、適用対象外。	適用対象となる住宅取得等資金の範囲に、住宅の新築等(住宅取得等資金の贈与を受けた翌年3月15日までに限る)に先行して、その敷地に供される土地等を取得する場合における当該土地等の取得のための資金を追加する。																																																		

(注) 上記の改正は、原則として平成23年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

【証券税制】《参考文献「平成 23 年度税制改正大綱」P47》

改正案

上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る 10%軽減税率の適用期限を、平成 25 年 12 月 31 日まで 2 年延長する。

【個人所得課税】《参考文献「平成 23 年度税制改正大綱」P43～45、59》

項目	改正案										
給与所得控除額の見直し	<p>1.その年中の給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額は、245 万円の上限を設ける。</p> <p>2.その年中の給与等のうち、給与等の支払者の役員等が支払を受ける役員給与等の収入金額が 2,000 万円を超える場合の役員給与等に係る給与所得控除額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める金額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>役員給与等の収入金額</th> <th>給与所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,000 万円超 2,500 万円以下</td> <td>245 万円 - {(役員給与等の収入金額 - 2,000 万円) × 12%}</td> </tr> <tr> <td>2,500 万円超 3,500 万円以下</td> <td>185 万円</td> </tr> <tr> <td>3,500 万円超 4,000 万円以下</td> <td>185 万円 - {(役員給与等の収入金額 - 3,500 万円) × 12%}</td> </tr> <tr> <td>4,000 万円超</td> <td>125 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)上記の改正は、平成 24 年分以後の所得税及び平成 25 年度分以後の個人住民税について適用する。</p>	役員給与等の収入金額	給与所得控除額	2,000 万円超 2,500 万円以下	245 万円 - {(役員給与等の収入金額 - 2,000 万円) × 12%}	2,500 万円超 3,500 万円以下	185 万円	3,500 万円超 4,000 万円以下	185 万円 - {(役員給与等の収入金額 - 3,500 万円) × 12%}	4,000 万円超	125 万円
役員給与等の収入金額	給与所得控除額										
2,000 万円超 2,500 万円以下	245 万円 - {(役員給与等の収入金額 - 2,000 万円) × 12%}										
2,500 万円超 3,500 万円以下	185 万円										
3,500 万円超 4,000 万円以下	185 万円 - {(役員給与等の収入金額 - 3,500 万円) × 12%}										
4,000 万円超	125 万円										
退職所得の課税方法等の見直し	<p>1.役員退職手当等に係る退職所得の課税方法の見直し その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者の役員等(役員等としての勤続年数が 5 年以下の者に限る)が、その退職手当等の支払者から役員等の勤続年数に対応するものとして支払を受けるものに係る退職所得の課税方法については、退職所得控除額を控除した残額の 2 分の 1 とする措置を廃止する。 (注)上記の改正は、平成 24 年分以後の所得税について適用し、個人住民税は平成 24 年 1 月 1 日以後に支払われるべき退職手当等について適用する。</p> <p>2.退職所得に係る個人住民税の 10%税額控除を廃止する。 (注)上記の改正は、平成 24 年 1 月 1 日以後に支払われるべき退職手当等について適用する。</p>										
その他	<p>居住者が支払を受けた生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得の金額の計算上、その支払を受けた金額から控除することができる事業主が負担した保険料等は、給与所得に係る収入金額に算入された金額に限る。 (注)上記の改正は、平成 23 年 4 月 1 日以後に支払われるべき生命保険契約等に基づく一時金について適用する。</p>										

【消費税】《参考文献「平成 23 年度税制改正について(経済産業省)」P32、「平成 23 年度税制改正大綱」P99・100》

項目	改正案
免税事業者の要件	<p>その事業年度の前事業年度(7 月以下のものを除く)開始の日から 6 月間の課税売上高が 1,000 万円を超える法人等については、事業者免税点制度を適用しない。なお、この事業者免税点制度適用の判定の際には、課税売上高の金額に代えて、所得税法に規定する給与等の支払額の金額を用いることもできる。 (注)上記の改正は、上記のその年又はその事業年度が平成 24 年 10 月 1 日以後に開始するものにつき適用する。</p>
95%ルールの見直し	<p>課税売上割合が 95%以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除できる消費税の制度は、その課税期間の課税売上高が 5 億円(その課税期間が 1 年未満の場合は年換算)以下の事業者に限り適用する。 (注)上記の改正は、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用する。</p>

【法人税】《参考文献「平成 23 年度税制改正大綱」P79～82》

項目	改正案																			
税率の引下げ	<p>法人税の税率を次のとおり引下げ、法人の平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正案</th> </tr> <tr> <th></th> <th>年 800 万円以下</th> <th></th> <th>年 800 万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通法人</td> <td>30%</td> <td></td> <td>25.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中小法人</td> <td>30%</td> <td>22% (18%*1)</td> <td>25.5%</td> <td>19%(15%*2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 租税特別措置法により平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度に適用する。 *2 租税特別措置法により平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に適用する。中小法人の平成 23 年 4 月 1 日以前に開始し同日以後に終了する事業年度は、経過措置として現行の租税特別措置法による税率を適用する。</p>		現行		改正案			年 800 万円以下		年 800 万円以下	普通法人	30%		25.5%		中小法人	30%	22% (18%*1)	25.5%	19%(15%*2)
	現行		改正案																	
		年 800 万円以下		年 800 万円以下																
普通法人	30%		25.5%																	
中小法人	30%	22% (18%*1)	25.5%	19%(15%*2)																
減価償却	<p>平成 23 年 4 月 1 日以後に取得する減価償却資産の定率法の償却率は、原則として定額法の償却率(1 / 耐用年数)を 2.0 倍した数(現行 2.5 倍した数)とする。なお、所得税についても同様の改正を行う。</p>																			
欠損金の繰越控除	<p>1.青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度上の控除限度額は、繰越控除をする事業年度の繰越控除前の所得金額の 100 分の 80 相当額とする。ただし、<b>中小法人等は、現行の控除限度額を存置する。</b> (注 1)中小法人等とは、普通法人のうち各事業年度終了時に資本金の額が 1 億円以下であるもの等をいう。 (注 2)上記の改正は、平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用する。</p> <p>2.青色申告書を提出した事業年度の欠損金等の繰越期間を、9 年(現行 7 年)に延長する。</p>																			
グループ法人税制	<p>100%グループ内の他の内国法人が清算中である場合、解散が見込まれる場合又はそのグループ内で適格合併により解散することが見込まれる場合には、その株式について評価損を計上しない。 (注)上記の改正は、平成 23 年 4 月 1 日以後に行う評価換え等について適用する。</p>																			